

平成22年12月15日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成●●年(〇〇)第●●号第二次納税義務に基づく納付告知処分の取消請求控訴
事件(原審・さいたま地方裁判所平成●●年(〇〇)第●●号)

口頭弁論終結日 平成22年9月22日

| | |
|-------|----------|
| 判 | 決 |
| 控訴人 | X |
| 被控訴人 | 国 |
| 処分行政庁 | 関東信越国税局長 |

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 関東信越国税局長が平成19年5月17日付け(関局徴特書)をもって
なした5590万4328円を限度とする第二次納税義務の納付告知処分を取り
り消す。
- 3 関東信越国税局長が平成19年5月17日付け(関局徴特書)をもって
なした455万7700円を限度とする第二次納税義務の納付告知処分を取り
消す。
- 4 関東信越国税局長が平成19年5月17日付け(関局徴特書)をもって
なした80万円を限度とする第二次納税義務の納付告知処分を取り消す。
- 5 関東信越国税局長が平成19年5月17日付け(関局徴特書)をもって

なした80万円を限度とする第二次納税義務の納付告知処分を取り消す。

- 6 関東信越国税局長が平成19年5月17日付け（関局徴特書 ）をもってなした77万4151円を限度とする第二次納税義務の納付告知処分を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、滞納者である株式会社A（以下「A」という。）による控訴人個人が負担すべき所得税等の負担及び控訴人のAに対する債務の免除を受けたことに基づき、Aの滞納国税について第二次納税義務を負うとして、関東信越国税局長が控訴人に対してした各納付告知処分について控訴人が取消しを求める事案である。

原審は、控訴人の請求をいずれも棄却し、これを不服とする控訴人が控訴した。

- 2 争いのない事実及び証拠により容易に認定できる事実並びに争点及び当事者の主張は、次のとおり補正し、控訴人の主張として3を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事実の概要等」の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決3頁24行目の「平成17年4月1日ないし」を削除する。
- (2) 同4頁11行目の「本件負担2」を「本件負担1」と改める。
- (3) 同5頁12行目の「同社」を「控訴人」と改める。

3 控訴人の当審における主張

関東信越国税局長は、控訴人が平成14年3月期においてAに対し本件貸付金債権1億0985万6731円を有していたとの事実を認定したからこそ「受けた利益」の額の計算上、本件貸付金債権の額を控除して本件告知処分1を行ったものであり、審査請求手続においても、本件告知処分1の「受けた利益」の額の計算上、本件貸付金債権の額を控除しているので、本件告知処分2ないし6について本件貸付金債権額を重複して控除することはできない旨を主

張した。したがって、本件貸付金債権は平成14年3月期には存在していたと認めるべきである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がなく、棄却されるべきであると判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決6頁21行目の「解すべきである」の次に「(最高裁昭和●●年(○)第●●号同年10月8日第二小法廷判決・集民119号45頁)」を加える。

(2) 同6頁22行目冒頭から同7頁10行目末尾までを、次のとおり改める。

「乙第2号証によれば、Aの第21期(平成17年4月1日ないし平成18年3月31日)勘定科目内訳書には控訴人からの借入金1億0985万6731円が計上されているのに対し、同第17期(平成13年4月1日ないし平成14年3月31日)勘定科目内訳書にはその記載がないことが認められ、上記各記載が事実と反することをうかがわせる証拠もないのであるから、本件貸付金債権は、平成14年3月31日以前に発生したものではないことが明らかであり、その後、同年11月30日までの間にこれが発生したことをうかがわせる証拠もないのであるから、本件各負担及び本件債務免除の当時、本件貸付金が存在していたとは認められない。また、国税徴収法39条に規定する受けた利益の限度額は、滞納者がその財産につき行った利益を与える処分により第二次納税義務者が受けた利益の額から直接要した費用を控除して算定すべきであると解されるところ、本件貸付金は、上記費用に当たるとも認められないのであるから、本件貸付金の額を受益財産の価額から控除することはできない。

控訴人は、関東信越国税局長が、控訴人が平成14年3月期においてAに

対し本件貸付金債権を有していたとの事実を認定したからこそ「受けた利益」の額の計算上本件貸付金債権の額を控除して本件告知処分1を行ったものであり、審査請求手続においても、本件告知処分1の「受けた利益」の額の計算上、本件貸付金債権の額を控除しているのもので、本件告知処分2ないし6について本件貸付金債権額を重複して控除することはできない旨主張したのであるから、本件貸付金債権は平成14年3月期には存在していたと認定できる旨主張する。

しかしながら、乙第2号証によれば、本件貸付金債権が平成14年3月31日以前に発生したものとは認められないことは前判示のとおりである。その上、関東信越国税局長による平成19年10月31日付け異議決定書には、Aが平成18年3月期に計上している5886万7578円について、これが、控訴人がAから無償で提供を受けた本件金員から平成18年3月期に計上されている本件貸付金額を控除した金額であるとして控訴人がAから無償で譲り受けたものと認定する旨が記載されており、この記載によれば、関東信越国税局長が、本件貸付金債権が平成14年3月31日以前に発生していたことを認定した上で本件告知処分1を行ったものとは認められない。以上によれば、関東信越国税局長が、本件告知処分1を行ったこと、審査請求手続において控訴人指摘の主張をしたことをもって、前記認定判断を左右するに足りるものでもない。控訴人の主張は理由がない。」

- 2 以上によれば、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからいずれも棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 大竹たかし

裁判官 栗原壯太

裁判官 林俊之